

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

千早赤阪村長

市町村名 (市町村コード)	千早赤阪村 (273830)
地域名 (地域内農業集落名)	二河原邊地区 (二河原邊)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月2日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水稻が主要作物であり、自己所有農地を自ら耕作している、70歳以上の高齢者が半数を占め、徐々に高齢化が進んでいる。そのため、今後、離農や規模縮小による遊休農地が増加することが懸念されている。併せて、担い手不足や後継者不足が課題となっているほか、水路等の農業用施設の維持管理が負担になってきている。また、イノシシ等の鳥獣被害が出ており、獣害被害の防止が課題である。地区外からの参入を促したいが、農地の形状や面積から鑑みて実施が出来ない現状である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物としながら、農的利用が見込める農地は守っていき、現状維持を図るため、農道や水路の補修を行い、持続可能な農業をできる仕組みを検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	10 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農空間保全地域内の農地の内、既に山林原野、荒廃農地等の農地を除いた農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、農業を担う者に隨時農用地の集約化を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

貸付希望農地を農地中間管理機構に情報提供するなど、地区外からの農業者を募る。

(3) 基盤整備事業への取組方針

水路等の補修を行い、引き続き耕作できる環境づくりを行う。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地区外の参入はリスクはあるが、参入を受け入れる必要がある。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

村内の事業者に委託し、農地の保全管理を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①電気柵等を引き続き整備し、鳥獣被害を防いでいく。

⑦シルバー人材センターを活用し、農地保全を務める。